

# 平成22年度 美濃加茂市の健全化判断比率等について

## 1 健全化判断比率等の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が平成19年6月に成立しました。この法律では、地方公共団体の財政状況を判断するために設けられた、「健全化判断比率」の公表が義務付けられています。

また、財政健全化法では、水道事業など地方公共団体が経営する公営企業について、経営状況を判断するために、「資金不足比率」の公表が義務付けられています。

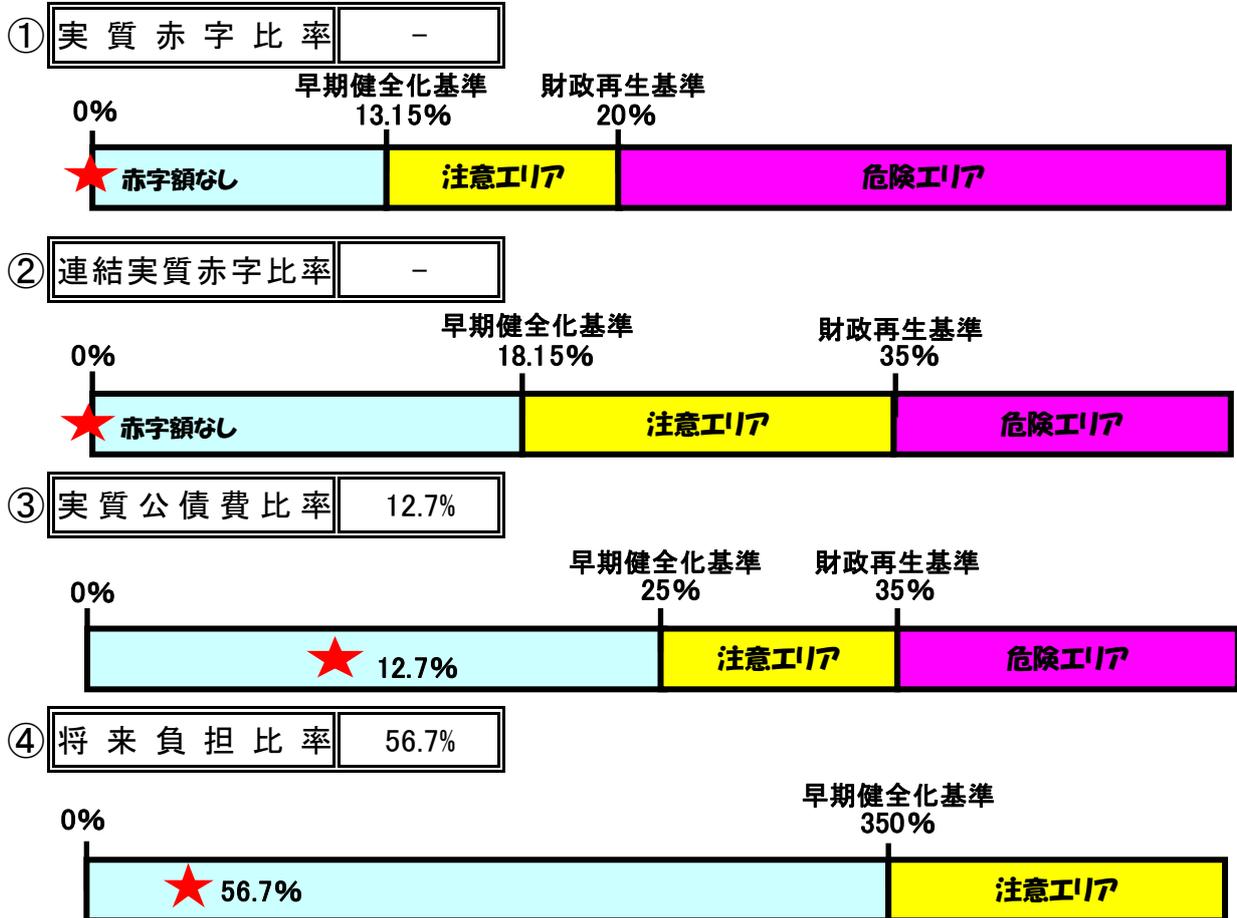
## 2 美濃加茂市の算定結果

財政健全化法では、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況を明らかにしようとするものです。

平成22年度決算では、「健全化判断比率」は早期健全化基準をすべて下回る結果となりました。

また、公営企業(水道、下水道事業)における「資金不足比率」では、資金不足を生じた公営企業はありませんでした。

### (財政の早期健全化・再生)



### (公営企業の経営健全化)

区分	水道事業	下水道事業
資金不足比率	-	-



\* 県内市町村の状況は、近日中に県から公表される予定です。

## 財政用語の説明

### 実質赤字比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に定められた指標の1つで、福祉、教育、まちづくり等を行う市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で算定し、市町村においては、早期健全化基準（財政規模に応じて11.25%～15%、平成22年度決算に基づく美濃加茂市の早期健全化基準は13.15%）以上で「財政健全化計画」を、財政再生基準（20%）以上で「財政再生計画」を定めなければなりません。

### 連結実質赤字比率

財政健全化法に定められた指標の1つで、一般会計のほか、下水道事業会計、水道事業会計など、すべての会計の赤字や黒字を合算し、市としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で算定し、市町村においては、早期健全化基準（財政規模に応じて16.25%～20%、平成22年度決算に基づく美濃加茂市の早期健全化基準は18.15%）以上で「財政健全化計画」を、財政再生基準（35%）以上で「財政再生計画」を定めなければなりません。

### 実質公債費比率

財政健全化法に定められた指標の1つで、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

実質公債費比率には下水道事業などの公債費に充てるための繰出金も実質的な公債費として算定し、18%を超えると地方債許可団体に移行しま

す。また、早期健全化基準(25%)以上の場合には「財政健全化計画」、財政再生基準(35%)以上の場合には「財政再生計画」を定めなければなりません。

#### **将来負担比率**

財政健全化法に定められた指標の1つで、市の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で算定し、市町村においては、早期健全化基準(35%)以上の場合には「財政健全化計画」を定めなければなりません。

#### **資金不足比率**

財政健全化法に定められた指標の1つで、美濃加茂市の場合、下水道事業会計、水道事業会計ごとの資金不足額を、事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。この比率が、経営健全化基準(20%)以上で「経営健全化計画」を定めなければなりません。